

一般廃棄物の処理手数料等の額の改定について（答申書）素案

令和6年8月30日
平塚市廃棄物対策審議会
会長 原 田 一 郎

本審議会は、令和6年6月27日付け6平環政第218号で市長から諮問を受けた「一般廃棄物の処理手数料等の額の改定」について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

「ごみ等」及び「し尿」、「産業廃棄物」について、平塚市の「使用料、手数料の算定基準」で「3年に1度見直しを行う」とする規定に基づき、ごみ等の経費、処理量から算出された処理原価に対する現行処理手数料の負担割合、近隣市との均衡を踏まえ、排出者には応分の負担を求めることを理由に、処理原価に近づける料金改定が必要であると判断した。

また、「動物の死体」について、近年の物価上昇に対応した料金改定が必要であると判断した。

なお、今回の答申をまとめるに当たり各委員から提案や意見があった。今後、処理手数料を改定するに当たっては参考とされたい。

1 ごみ等

（1）臨時料金

平塚市の「使用料、手数料の算定基準」に基づき、過去3か年のごみの処理に掛かる経費の平均値にごみの処理量の平均値で除した額を処理原価とするとしている。臨時に一般家庭から排出されるごみで、市長が指定する処理施設へ直接搬入する場合の現行処理手数料は、負担割合が7割という状況である。事業活動と一般家庭の処理手数料を同額にすることは、より安価な処理手数料での排出抑止に繋がり、受益者負担の観点や近隣市との均衡を勘案し、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

また、臨時に一般家庭から排出されるごみで、市が収集し、運搬し、及び処分する場合の現行処理手数料は、処理原価に対する負担割合が低い状況である。近隣市との区分の相違も勘案し、物価上昇に対応した処理手数料に改定することが望ましい。

（２）搬入料金

（１）と同様の処理原価の算出方法だが、近隣市が増額で手数料改定をしていること、事業活動に伴い排出されるごみの割合が増加しているという背景もあり、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

２ し尿

（１）定額料金（一般家庭で世帯の把握ができるもの）

下水道事業を充実させていくという点から平成２４年度及び平成２７年度、令和元年度答申を踏まえ、平均的な一般家庭の下水道使用料を目安とし、それを超えない範囲での金額に近づけていくことが必要である。処理手数料については、その処理原価相当が望ましい。

（２）従量料金（事業者その他これに類するもの）

過去３か年のし尿の収集量の平均値に対し、その処理に掛かる経費の平均値で除した額を処理原価とするとしている。現行処理手数料は、負担割合が８割という状況である。し尿に関しても受益者負担の点から処理手数料については、処理原価相当の金額に改定することが望ましい。

（３）従量料金（前号以外のもの）

（２）と同様の理由により、処理手数料については、激変緩和措置を踏まえ、処理原価に近づく金額に改定することが望ましい。

３ 動物の死体

（１）畜産農業に係る以外のもの（市が指定する処理施設へ直接搬入するとき）

近隣市の状況と比べると高めの料金設定ではあるが、物価上昇に対応した処理手数料に改定することが望ましい。

また、処理手数料区分の変更については妥当性を比較するなど慎重な対応をすることが望ましい。

（２）畜産農業に係る以外のもの（市が収集し、運搬し、及び処分するとき）

近隣市の状況と比べると高めの料金設定ではあるが、物価上昇に対応した処理手数料に改定することが望ましい。